

子力損害となる。もっとも、福島第一原発は、原子炉の運転等をしていたところ、本件事故に遭遇した結果、損害が生じたという関係になるため、相当因果関係は、原子炉等の運転をしている状況下での本件事故と損害の相当因果関係が必要になると解される。

ところで、原告らは、損害のほとんどを、本件事故に伴う避難によって生じた損害であると主張している。避難は、放射線の作用による健康被害等を避けるために行われる予防的行動と解されるが、このような予防的行動であっても、放射線の作用と関係しており、実害が生じなければ賠償の対象にならないと解するのは明らかに不合理であるから、避難に伴う損害も、上記定義による原子力損害に含まれると解される。そうすると、原告らの主張する損害が、本件事故と相当因果関係があるとするためには、まず、原告らの避難が本件事故と相当因果関係があることが必要となる。これが避難の相当性の問題である。

二 原告らの主張する年間1mSvの基準・土壌汚染について

(1) 原告らは、空間線量が年間1mSvを超える地域では、避難及び避難継続の相当性が認められるべきであると主張するが、権利侵害の有無（避難が相当と認められる状況にあったか否か。）や当該避難が相当であるかの判断において、本件事故当時の居住地における空間線量の数値が重要な判断要素の一つとなとしても、年間1mSvという基準だけをもって、避難の相当性を判断することは相当ではないと考えられる。その理由は以下のとおりである。

(2) 低線量被ばくに関する知見について

ア 原告らは、証人崎山の証言及び崎山意見書をもとに、LNTモデルが科学的にも裏付けられたものであることが、年間1mSvを超える地域からの避難が合理性を有する理由の一つとしているから、まずこの点について検討する。

イ 崎山は、ICRPが科学的根拠に基づいてLNTモデルを採用している旨述べるが、ICRPがそのような前提でLNTモデルを採用しているわけではないことは、下記(3)に述べるとおりである。

ウ また、崎山は、医学的知見や各種の疫学調査の報告によれば、LNTモデルを裏付け、100mSv以下の低線量被ばくであっても、がん死や発がんリスクが増加することは実証されている旨述べる。確かに、崎山の引用する、被ばくによるがん死及び発がんリスクに関する論文や疫学調査結果は、研究が進む近年のものも多く、それらは疫学的手法を用いて、多様な国々、又は多数の国にまたがる調査等を前提にしており、その内容も、LNTモデルそのものではないにしても、100mSv以下の低線量被ばくであっても健康に影響することを裏付ける論文であるから、崎山の見解に一定の科学的根拠があることは否定できないといわざるを得ない。しかしながら、上記各論文のいずれについても、批判や異なる見解・調査結果があることに加えて、崎山の見解とは異なる論文・調査結果もあり、さらに、前記一の認定事実に掲げた証拠の他にも、反論や再反論の論文等が存在していることからすれば、本件事故当時又は現時点において、LNTモデルが科学的に実証され、100mSv以下の被ばくによっても、がん死や発がんリスクの増加が実証されているとまでいうことはできない。

まず、LSS第一四報については、著者の一人である小笹晃太郎自身が、被告国の専門家会議において、同論文の記載は0.2Gy(200mGy)以上でリスクが有意になるという意味である旨述べていることや、しきい値ありのモデルの方がデータに合致するという研究結果もあることを踏まえると、LSS第一四報によって、LNTモデルを裏付けているということとはできない。

次に、テチャ川流域住民に関する論文についても、他の研究者による論文では、LNTモデルではない純二次モデル（低線量被ばくにおいてはリスクがないことを表すモデル）に合致するという意見等もあり、テチャ川流域住民に関する論文の見解が確立した統一の見解であるということとはできない。

また、一五か国核施設労働者に関する調査結果については、その元となったデータについての正確性が問題視されているし、仏英米三か国労働者に関する論文には、交絡因子の調整が不十分であること、中性子被ばくの状況が適切に考慮されていないことなどの指摘がある。また、自然被ばくや医療被ばくに関する論文は、いずれも疫学研究における検討過程において、不十分な点があることが指摘されている。福島県県民健康調査に関する津田論文についても、批判が寄せられ論争となっているところである。

さらに、崎山の見解とは異なり、高自然放射線地域であるインドのケララ州における発がん率に関する論文においては、低線量被ばくとがんの罹患率の関係は裏付けられなかったという報告もある。

以上のとおり、崎山の指摘する論文や疫学調査結果には、異なる見解や批判があるところである。

エ また、生体には、突然変異した細胞を除去する機能として、アポトーシスや免疫機能といった生体の防御機能が備わっており、動物実験では、線量率効果が確認されているなど、低線量率による被ばくの場合には、高線量率の場合と比べて生体への影響が少い可能性を示唆する研究結果もあることが指摘される。

オ そうすると、いずれにしても、低線量被ばくにおけるがん死や発がんリスクについては、さまざまな見解があり、科学的には未解明の点もいまだ多く、疫学調査等の研究結果からも、統一的な見解を導くことはできないのであって、LNTモデルが科学的に実証されているとまでいうこともできない。

(3) ICRPの勧告の意義について

ア また、崎山は、ICRPが科学的根拠に基づいてLNTモデルを採用し、年間1mSvを超える被ばくを容認できないものと勧告している旨述べ、原告らもこれを引用する。しかしながら、そのような原告らの主張は採用することはできない。

イ まず、ICRPは、低線量被ばくにおいては科学的に未解明の点が多いことを前提としつつ、放射線防護という観点においては、安全側に立って考える必要があることから、科学的にもっともらしいとされる、LNTモデルを採用したにすぎないのである。ICRPの二〇〇七年勧告は、LNTモデルは、あくまでも放射線防護体系における仮定であり、実用的な放射線防護体系において引き続き科学的にも説得力がある要素である一方、このモデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的・疫学的知見がすぐには得られそうにないということを強調している。科学的にもっともらしいということと、科学的に実証されていることとは異なるのであり、低線量被ばくに関する現在の科学的知見の状況を踏まえても、二〇〇七年勧告にあるように、ICRPが科学的に実証されているとしてLNTモデルを採用したのではないことは明らかである。

ウ また、ICRPは、計画被ばく状況においては、線量限度を1mSv/y(実効線量)とする勧告をし、わが国においても、炉規法や放射線障害防止法といった法令において同勧告が取り入れられているが、このことから直ちに、原告ら避難者にとっても、年間1mSvを超える被ばくが全て容認できず、これを超えれば、常に健康被害又は同被害が発生するおそれがあるとして、避難が相当になるとか損害賠償責任が生じるとまでいうことはできない。そもそも、ICRPは100mSv以下の被ばくによる健康影響があることを前提とはしておらず、線量限度を設けることの意味も、国や地域が放射線防護を政策として考える上での目安であって、そのこと自体を避難の相当性を考える上で無視はできないにしても、1mSv以上を超える被ばく

が個人に健康影響を与えるという理由で線量限度を設けているわけではないというべきである。

(4) 土壌汚染について

原告らは、放射線又は放射性物質に関する関係法令からすれば、四万Bq/m²又は六五〇〇Bq/m²を超える土壌汚染がある地点からの避難についても、相当性があるとも主張する。同主張における土壌汚染の基準値は、放射線障害防止法や炉規法のクリアランス制度におけるセシウム134やセシウム137の規制値を換算したものと解される。しかし、これら法令も、ICRPの勧告同様の趣旨であると考えられ、ある基準以上であれば、人体への健康影響を生じるといった基準であるとまではいえない。また、本件事故による土壌汚染による放射線の値は、モニタリングポスト等の空間線量率の測定値に含まれることや、放射線の人体への影響は、人の臓器が、がんの好発部位であることから、その集中する高さである地上一〇〇cmを基準にすることの合理性は否定できないことを考えれば、土壌汚染の事実を考慮するとしても、空間線量の値で考慮すれば足りると考えるのが相当である。

(5) 小括

以上によれば、低線量被ばくに関する科学的知見は、未解明の部分が多く、LNTモデルが科学的に実証されたものとはいえず、一mSvの被ばくによる健康影響は明らかでないことに加えて、国内法において年間一mSv等の線量の基準が取り入れられることとなったICRP勧告の趣旨からすれば、空間線量が年間一mSvを超える地域からの避難及び避難継続は全て相当であるとする原告らの主張を採用することはできない。また、土壌汚染に関する主張についても、上記のとおり、採用することはできない。

三 政府の策定した年間二〇mSvの基準と避難の相当性について

(1) 以上で述べたようなICRPの勧告の意義を前提として、国内における放射性物質や放射線等に対する各種規制が行われており、避難指示の基準として、年間追加被ばく二〇mSvという基準が設けられている。この基準については、WG報告書にあるとおり、年間二〇mSvという基準が他の発がんリスクと比べても低い水準であることや、長期的には年間一mSvとなることを目標としていることに加えて、放射線防護措置を実施するにあたっては、それを採用することによるリスク（避難によるストレス、屋外活動を避けることによる運動不足等）と比べた上で、政策的に検討すべきであることからすれば、政府による避難指示を行う基準としては、一応合理性を有する基準であるといえることができる。

(2) しかしながら、政府による避難指示を行う基準が、そのまま避難の相当性を判断する基準ともなり得ないというべきである。というのも、ICRPの勧告はあくまでも、国や地域等に向けられたものであって、放射線の個人に対する健康影響について、絶対的な指針になるものではなく、このことは、ICRP勧告が、参考レベル等が安全や危険を示す基準ではないと述べるとおり、ICRP勧告による基準以下であれば、科学的知見によっても安全であるといえるわけではないのである。また、政府による避難指示の基準となっている年間二〇mSvは、本件事故当時には存在せず、本件事故後に採用されたものであり、我が国の法令上は、公衆被ばくの線量限度として実効線量年間一mSvの基準が取り入れられている中で、緊急時の被ばく線量の限度として年間二〇mSvの採用又は定着前に、原告らを含む数多くの自主的避難者が生じてしまっており、後から政策的に採用及び定着した緊急時の上記基準で、健康への不安等を基にした時点での避難の相当性を判断するのも相当ではないというべきである。加えて、上記のとおり、崎山の見解及びこれと同種の見解には、一定の科学的根拠があることは否定できないから、これらの意見も参考にして避難した場合に（本件事故からある程度期間が経過してから避難した原告らの中に、これらの意見を参考にした原告らが見られる。）、年間二〇mSvの基準に反するからとして、被侵害利益の侵害が一切認められないとすることもできないといわざるを得ない。したがって、避難指示による避難は、当然、本件事故と相当因果関係のある避難であるといえるものの、そうでない避難であっても、個人個人の属性や置かれた状況によっては、各自がリスクを考慮した上で避難を判断したとしても、社会通念上、相当である場合はあり得るというべきである。以下では、具体的に原告らの避難の相当性が認められるか、検討する。

四 避難の意義及び避難の相当性を認める基準について

(1) 避難の意義について

原告らは、本件事故時の住居地から、一時的に移動した場合、長期間移動した場合、避難先からさらに移動した場合、避難目的以外に目的がある場合（例：保養）などを全て避難と主張するが、避難は、放射線の作用による健康被害等を避けるために行われる予防的行動であるから、原告らの主張する移動が本件事故と相当因果関係がある、すなわち避難の相当性があるといえるためには、まず、当該移動が、核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用の影響を避けるための移動であって「避難」と評価できるものであることが前提となる。

そして、避難であるとの評価については、原告らの主観のみで判断することは相当ではなく、本件事故後、現居住地から移動したこと、又は本件事故時、現居住地とは異なる、一時滞在所から現居住地に戻らなかったことを踏まえて、原告らの意図や移動の目的、移動した時期（本件事故との近接性）、移動先における滞在期間の長短、移動先の場所、滞在態様（転居を伴うかどうか）、移動後の経過等の事情を考慮した上で、本件事故による放射線の影響を避けるための「避難」といえるかどうかを総合的に判断すべきであると解される。

したがって、転居にあたって下見に行く目的での移動は、居住地へ短期間のうちに戻ってくる前提のもとで移動したものであり、居住地そのものの移転を伴う避難とは区別されるし、短期間放射線を避ける目的もあつて行った居住地からの移動（原告らいう「保養」目的の移動など）についても、居住地において放射線の影響を懸念したものであるとはいえ、移動の目的がそれだけに限らない可能性があり、居住地へ短期間のうちに戻ってくる前提のもとで移動したものであることに変わりはないから、ここでいう「避難」とは区別して考えることとし、「移転」と呼ぶこととする。避難先から、生活の安定を求めて、別の居住地に移動することも、核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用の影響を避けるためのものではないから、「移転」である。もっとも、後記のとおり、避難後の移転であっても、本件事故と相当因果関係がある場合がある。結局、原告らが本件事故以後に、居住地の場所を変える「移動」の中で、核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用の影響を避けるための移動が「避難」であり、それ以外の移動が「移転」である。

(2) 避難の相当性を認める基準について

ア 次に、原告らの移動のうち、避難といえるものについて、避難の相当性を認める基準についてであるが、前記二、三で検討したとおり、低線量被ばくに関する科学的知見は、未解明の部分が多く、一mSvの被ばくによる健康影響は明らかでないことなどの理由から、空間線量が年間一mSvを超える地域からの避難及び避難継続は全て相当であるとまではいえないし、一方で、政府の策定した年間二〇mSvは、避難指示の基準であつて、それ以下であれば、科学的知見によっても安全であるとい

い切れるわけではないから、空間線量が年間二〇mSvを超える地域からの避難及び避難継続のみ相当であるともいい難い。

そもそも、避難の相当性の判断は、科学的判断そのものではないし、政策的判断そのものでもなく、原子炉の運転等により、原子力損害が生じたといえるか、すなわち本件事故の結果として、当該原告が避難することが相当因果関係のある避難であり、原子力事業者等に損害賠償責任を負わせるべきであるかという法的な判断であるから、社会通念に従って、低線量被ばくの場合であっても、避難者が放射線に対する恐怖や不安を抱き、放射線の影響を避けるために避難し、その避難が当事者のみならず、一般人からみてもやむを得ないものであって社会通念上相当といえる場合は、本件事故と当該避難との間には、相当因果関係が認められると解される。そのため、上記のような空間線量の値は、客観的な数値として、一般人が放射線に対する恐怖や不安を抱くに足りる事情の一つではあるものの、これのみをもって判断すべきではない。そもそも、本件地震の発生による混乱の中、真偽の明確でない様々な情報が入り乱れる状況であったことは容易に推測され、本件事故直後に、空間線量の知識や情報を正確に入手及び理解できていた者は多いとはいえないし、避難者がみな、空間線量の値が高いことだけをもって避難したというわけではないことは明らかであり、政府の避難指示等により、避難を余儀なくされたことの有無のほか、福島第一原発との距離、周囲の住民の避難状況、避難者個人が放射線の影響を懸念しなければならない特別の事情等が総合勘案されることになる。

イ 避難指示等対象区域の居住者

この点で、まず、中間指針において、損害賠償の対象者、すなわち避難の相当性が認められる避難等対象者とされたのは、主に避難指示等の対象区域内の居住者であり、その区域は、避難区域、屋内退避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定退避勧奨地点及びこれらの区域以外の南相馬市全域（いずれも中間指針策定時の区域設定）であるが、これらは、政府や地方公共団体により避難行動を強制されたか、又は自主避難の促進等がなされていた区域である。このような区域の設定は、政府等が、一〇〇mSv以下であっても、年間二〇mSvを基準にして、当該区域において居住する者らに対する放射線の影響を考えて避難等を促しているのであるから、このような区域から避難することは極めて合理性があるといえるし、仮に区域の指定を受ける前に避難した場合であっても、当該区域に戻ることができなくなるのであるから、避難を継続せざるを得なかったものであって、同様に極めて合理性があるといえる。したがって、本件事故時に、この区域内に居住していた者の避難は、当事者のみならず、一般人からみてもやむを得ないものであって社会通念上相当といえることは明らかであるから、避難の相当性が当然に認められる。

ウ 自主的避難等対象区域の居住者

次に、中間指針追補は、本件事故と自主的避難等に係る損害との相当因果関係の有無は個々の事案毎に判断すべきものとしながら、賠償が認められるべき一定の範囲を示すものとして策定されたものである。また、自主的避難等対象区域は、福島第一原発の状況が安定しない等の状況下で、〈1〉福島第一原発からの距離、〈2〉避難指示等対象区域との近接性、〈3〉政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、〈4〉自己の居住する市町村の自主的避難の状況（自主的避難者の多寡など）等の要素を総合的に勘案して、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱いたことには相当の理由があり、また、その危険を回避するために自主的避難を行ったことについてやむを得ない面がある地域として定められたものであり、上記勘案要素の内容からして、このような区域指定には合理性があるといえる。また、この区域指定によって、避難指示等対象区域以外の避難者と被告東電との損害賠償金の交渉や支払が直接又はADRを通じてなされており、その結果、一定の成果を上げていることは明らかであるから（前記第一の三）、上記区域設定は、紛争の解決基準として社会的に受け入れられ実際に機能しているものである。したがって、自主的避難等対象区域からの避難は、原則として、当事者のみならず、一般人からみてもやむを得ないものであって社会通念上相当といえるから、避難の相当性が認められる。なお、上記区域指定には、被災者救済という政策的観点が含まれていることは、中間指針追補の性格上否定することはできないが、上記のような勘案要素の合理性や損害賠償金の交渉や支払の定着といった紛争解決基準としての機能からすると、その区域の居住者の避難については、一応の合理性を認める根拠には十分なものと解され、合理性が否定される例外的な場合は、政策上自主的避難等対象区域には入っているが、避難の相当性がない場合もあるという位置づけをすることができる。

もっとも、自主的避難等対象区域については、政府や地方公共団体等によって避難を余儀なくされた場合とは異なり、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱いたことに相当の理由を認めるものであるから、このような自主的避難の性格からして、本件事故後の避難の時期も、避難の相当性の判断については考慮せざるを得ない。そして、本件事故から一定の期間経過した後になされた避難については、放射線量が、一般には低減する方向にあり、政府の避難指示等の対象区域も再編され、本件事故による影響も一定落ち着いた状況になった下の避難であるし、避難者の中で、特に放射線の影響が懸念された子どもの避難者総数は、福島県内の市町村が把握している人数で、平成二四年四月一日以降、微増（平成二四年四月一日～同年一〇月一日の福島県内避難者数）又は減少（平成二四年四月一日以降の福島県外避難者数及び同年一〇月一日以降の福島県内避難者数）となっていること、避難者の避難理由に、放射線の身体への影響に関する懸念があるとしても、時間の経過とともに、それ以外の事情も相対的に大きくなっていくのが通常であることといった事情を指摘せざるを得ない。そうすると、既に避難した者の避難の継続の相当性はともかくとして、本件事故から一定の期間経過した後になされた新たな避難は、本件事故と相当因果関係のある避難であるとまで認めることは困難である。具体的時期とその理由については後述する。

そして、中間指針追補及び同第二次追補は、本件事故発生当初（本件事故から、屋内退避が解除されるとともに、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定が指示された平成二三年四月二二日まで。同月二二日には、警戒区域の設定がなされた。）は、年齢等を問わず賠償の対象とし、本件事故当初の時期が経過してからは、子ども及び妊婦について、賠償の対象としている。これは、本件事故発生当初は、大量の放射性物質の放出による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱くことは、年齢を問わず合理性があるし、その後においても、少なくとも子ども及び妊婦の場合は、放射線への感受性が高いことが一般に認識されていることなどから、人口移動により推測される自主的避難の実態からも、恐怖や不安を抱くことには合理性があるとの考え方を基本にしている。この考え方自体は、妥当であり、当裁判所も採用するところではあるが、中間指針追補及び同第二次追補においても、本件事故当初の時期が経過してからは、子ども及び妊婦については「少なくとも」賠償の対象としているにすぎず、そのほかの賠償を否定しているとまでは解されない。そのため、本件事故当初の時期を経過してからであっても、〈1〉子どもや妊婦と同居していた子どもの両親や妊婦の夫については、一般人の生活実態からして、子どもや妊婦と同居するためであれば、避難の相当性が認められるべきである。子どもや妊婦から遅れて避難する場合、自らの避難の性格は薄くなるが、別居自体が本件事故によって生じたものである以上、同居を回復するのは、本件事故と相当因果関係のある事柄であり、避難の相当性が認められると解される。しかし、子どもや妊婦の避難生活が安定し、もはや本件事故と相当因果関係がな

い時期になれば、子どもの両親や妊婦の夫についても、避難の相当性は認められない。また、〈2〉子どもや妊婦と関係のない場合、例えば、高齢者一人による避難の場合であっても、一〇〇mSv以下の低線量の被ばくでは、健康リスクが生じないと科学的に証明されているものではないし、本件事故から短期間で、本件事故及び低線量の被ばくによる身体への影響について、科学的な理解や確信に到達すべきであるとするのは難しい面もあること、自主的避難者数は、推計でも、平成二三年五月から九月まで一時期を除き増加傾向にあることからすると、本件事故から長期間経過する前であれば、この場合も、避難の相当性が認められるべきである。

エ 個別具体的事情による場合

中間指針追補では、上記ウに当たらない場合であっても、個別具体的事情に応じて賠償の対象と認められ得るとしている。避難の相当性の判断は、損害賠償責任の要件該当性の判断であり、本来、避難者それぞれの事情に応じたものであるはずであるから、中間指針追補の上記方針のとおり、自主的避難等対象区域の居住者という類型に該当しない場合であっても、個別具体的事情によって、当事者のみならず、一般人からみても避難がやむを得ないものであって社会通念上相当といえる場合には、避難の相当性が認められる。実際に、被告東電も、その賠償基準で、白河市をはじめとした福島県の県南地域及び宮城県丸森町に住居があった子ども及び妊婦に対する賠償を認めて支払をしている。これは、自主的避難等対象区域外であっても、被告東電が、個別具体的事情を前提にして福島県の県南地域及び宮城県丸森町に住居があった子ども及び妊婦を、損害賠償を行うべき対象者として類型化したものと解される。

そして、個別具体的事情は、避難者毎に様々ではあるものの、中間指針追補が自主的避難等対象区域を定めるについて、総合勘案する事情とした上記ウ〈1〉から〈4〉までの事情は、自主的避難等対象区域外の避難者の避難の相当性を判断する際にも当然考慮されるべきであるし、類型化されない避難の相当性の判断であることから、上記のほかにも、〈5〉避難を実行した時期が本件事故当初の時期かそれ以後か、〈6〉居住地の自主的避難等対象区域との近接性のほか、〈7〉避難した世帯に子どもや放射線の影響を特に懸念しなければならない事情を持つ者がいることなどの種々の要素を考慮して、上記ウの場合と同等の場合又は同ウの場合に準じる場合は、当事者のみならず、一般人が放射線の身体に対する影響を懸念したとしてもやむを得ないといえるから、避難は社会通念上相当であると認めるべきである。なお、上記ウの場合に準じる場合も含めたのは、自主的避難等対象区域の空間線量や避難者の多寡には市町村によって相当な幅があり（後記〈4〉ウ参照）、個別具体的事情の場合、非定型の判断の場合で、総合評価には幅があり得ることを踏まえて、限界的事例では、相当性を否定するよりは、相当性を認めて、慰謝料等の額に差をもうけたほうが、被害者救済に適すると考えたためである。

(3) 避難の相当性の判断基準

上記〈2〉の基本的な考え方を踏まえて、避難の相当性を認めるべきであるのは、下記ア〜ウの場合（以下「避難基準」という。）である。

ア 本件事故時、中間指針が定める避難指示等対象区域に居住していた者が避難した場合。

イ 本件事故時、中間指針追補の定める自主的避難等対象区域に居住しており、かつ、以下の（ア）又は（イ）のいずれかの条件を満たす場合。

（ア）平成二四年四月一日までに避難したこと。ただし、妊婦又は子どもを伴わない場合には、避難時期を別途考慮する。

（イ）本件事故時、同居していた妊婦又は子どもが上記（ア）本文の条件を満たしており、当該妊婦又は子どもの避難から二年以内に、その妊婦又は子どもと同居するため、その妊婦の配偶者又はその子どもの両親が避難したこと。

ウ 本件事故時、自主的避難等対象区域外に居住していたが、個別具体的事情により、避難基準イの場合と同等の場合又は避難基準イの場合に準じる場合。

個別具体的事情としては、〈1〉福島第一原発からの距離、〈2〉避難指示等対象区域との近接性、〈3〉政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、〈4〉自己の居住する市町村の自主的避難の状況（自主的避難者の多寡など）、〈5〉避難を実行した時期（本件事故当初かその後か）、〈6〉自主的避難等対象区域との近接性のほか、〈7〉避難した世帯に子どもや放射線の影響を特に懸念しなければならない事情を持つ者がいることなどの種々の要素を考慮して、判断する。なお、上記諸要素は、総合勘案すべき事情であるから、諸要素のそれぞれに、避難基準イの場合と同等の場合又は避難基準イの場合に準じる場合であることが必要とまではいえない。

(4) 避難基準ア〜ウを設定した補足的な理由は、以下のとおりである。

ア まず、避難基準アについては、前記（2）イのとおりである。

イ 次に、避難基準イは、前記（2）ウのとおり、自主的避難等対象区域であっても、本件事故から一定期間経過後の避難については、本件事故と相当因果関係のある避難とは認められないところ、一定期間については、次の理由により、本件事故から平成二四年四月一日までの期間とした。すなわち中間指針第二次追補は、少なくとも子ども及び妊婦については、平成二四年一月以降も賠償の対象としていることから、平成二四年一月以降も避難の相当性が認められるべき期間があるべきであること、平成二三年一月一六日には、政府が福島第一原発の原子炉の安定状態が達成されたとして本件事故の収束宣言を出しており、その時点から数か月の定着期間をみるのが相当であること、避難指示等対象区域が再編されたのが平成二四年四月一日であり、同年春以降は、子どもの避難者数は、微増又は減少傾向であったことなどから、平成二四年四月一日までの避難について、相当性を認めることとした。そして、同月二日以後の避難については、すでに早期に子が避難しており、同居して自主的避難等対象区域に残留していた親が同居するために避難するような例外的な場合を除いて、避難の相当性は認められないこととした。なお、本件事故から当初の時期を経過すると、避難をしたのは、妊婦又は子どもを伴う家族の事例が多いが（原告らも同様である。）、避難者本人を含めた避難家族で考えた場合に、妊婦又は子どもを伴わない場合には、時期について別途考慮する必要があるので、避難基準イ（ア）には、ただし書を規定した。

ウ 避難基準ウは、前記（2）エのとおり、個別具体的事情により、避難基準イの場合と同等の場合又は避難基準イの場合に準じる場合であるところ、自主的避難等対象区域に居住していた者（避難基準イ）とは違い、一定の区域に居住していた者に典型的に相当性を認める場合とは異なるから、諸要素として、本件事故から一定期間経過した後になされた避難か否かの点だけでなく、避難を実行した時期もきめ細かく勘案されるべきである。すなわち、平成二三年四月二二日まで、本件事故当初とみて重視すべきであるところ、その理由は、本件事故の成り行きが全く不明であったのが、本件事故後数日間から一か月程度であり、その後平成二三年四月二二日には、警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域という区域が指定されたことからすると、本件事故への対応について一定程度の方針が定まった時期であるといえ、本件事故直後の混乱時期は、それ

以前と考えられるためである。本件事故後、混乱期を脱した平成二三年四月二三日以降は、情報のある程度収集することが可能になった時期であるから、上記の混乱期とは異なり、放射線の影響を懸念しなければならないという、ある程度客観的な事情に裏付けられた合理的な理由が必要である。もっとも、この要素も、総合勘案の一要素であるから、他の要素との相関関係にあることはいうまでもない。

そして、自主的避難等対象区域は、別紙七「中間指針追補における対象区域」《略》のとおり、福島第一原発から、概ね三〇kmから一〇〇kmにわたる圏内（福島第一原発一〇〇km圏内）に位置しており、その大部分は概ね三〇kmから八〇kmにわたる圏内（福島第一原発八〇km圏内）に位置していることが、避難基準ウの〈1〉の要素を考慮する際に参考になる。また、自主的避難等対象区域の空間線量は様々であるが、別紙八「各市町村の環境放射能測定結果の推移ー〈1〉、〈2〉」《略》のとおり、審査会における自主避難等対象区域等の放射線データ（第二回審査会参考資料二、出典は福島県災害対策本部）では、本件事故当初の平成二三年三月三十一日には、四・四七 μ Sv/h（福島県川俣町・山木屋郵便局。福島第一原発からの方向及び距離（以下同じ）：西北西、約三八km） \sim 〇・一九 μ Sv/h（福島県小野町・小野町役場：西南西、約三九km）、同日から平成二四年二月一六日までの一〇か月余の期間については、比較的値の大きな福島市役所で二・六一 μ Sv/h \sim 〇・九三 μ Sv/h（北西、約六二km）、福島県伊達市月形相葎公民館で二・一六 μ Sv/h \sim 一・五九 μ Sv/h（北西、約四七km）であり、比較的値の小さな福島県小野町役場で〇・一九 μ Sv/h \sim 〇・〇九 μ Sv/h（上記同）、福島県浅川村役場で、〇・二四 μ Sv/h \sim 〇・一三 μ Sv/h（南西、約六七km）であったこと（全体として、福島第一原発から北西方向の場所の空間線量の値が高く、南西及び南方向の場所の同値が低く、西方向の場所の同値がそれらの中間の値となる傾向がある。）が、避難基準ウの〈3〉の要素を考慮する際に参考になる。さらに、自主的避難者の多寡も、各市町村によって相当に違いがあり、審査会における自主的避難等対象区域等の放射線データ（第一八回審査会参考資料二、福島県の集計）では、平成二三年三月一五日時点の人口に占める自主的避難者数（地震及び津波による自主的避難者数を含む。）は、いわき市四・五％、郡山市一・五％、福島市一・一％であり、一方で、田村市〇・一％、小野町〇・一％、石川町〇・一％であったことは、避難基準ウの〈4〉の要素を考慮する際に参考になる。

五 避難の相当性の判断について（各論）

以上を踏まえた上で、各原告の避難の相当性に関する判断は、以下のとおりである（以下、（ ）内の数字は、各原告の原告番号を表す。）。移動が避難であることが明らかなのは、直接避難と認定した。損害の認定ともかかわるので、各原告の所帯の詳細と避難の経緯は、本項とは別に、後記第五節の第二（各原告の損害額）でも事実認定をした。別紙避難経路等一覧表《略》は、各原告の避難経路等をまとめたものであり、避難の相当性を認める場合には、損害額欄に損害額を（後記第五節の第三（各原告の損害額）参照）、避難の相当性を認めない場合には、損害額欄を〇円と、それぞれ記載している。

（1）原告番号一

（一）は、平成二三年三月一二日から一三日にかけて、政府の避難指示に基づき、当時居住していた福島県双葉郡富岡町（警戒区域、居住制限区域（平成二九年四月一日解除））から京都市へ避難した。

したがって、避難基準アに該当するから、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

（2）原告番号二

ア（二一、三、四）は、平成二三年三月一四日から一五日にかけて、当時居住していた福島県郡山市（自主的避難等対象区域）から大阪府へ避難した。

したがって、避難基準イ（ア）本文に該当するから、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

イ（二二）は、平成二五年四月、福島県郡山市から京都市へ避難しているところ、これは、家族状況からして、先に避難した（二一、三、四）と同居するためもあって京都市へ避難したものである。

しかし、避難時期からして、避難基準イ（イ）に該当せず、当該避難は本件事故と相当因果関係があるとは認められない。

（3）原告番号三

（三一、二）（避難時五五歳、五九歳）は、平成二三年三月一六日、当時居住していた福島県郡山市（自主的避難等対象区域）から京都市へ避難した。

同避難は、いずれも子ども又は妊婦を伴わない。そのため、避難基準イ（ア）ただし書からすると、避難時期の考慮が必要であるが、避難時期は、本件事故当初であるから、避難はやむを得ないものと考えられる。したがって、避難基準イ（ア）に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

（4）原告番号四

（四一一）（避難時三二歳）は、平成二三年七月四日、（四一二）（避難時三二歳）は、同月一九日、それぞれ当時居住していた福島市（自主的避難等対象区域）から京都市へ避難した。

同避難は、いずれも子ども又は妊婦を伴わない。そのため、避難基準イ（ア）ただし書からすると、避難時期の考慮が必要であるが、いまだ自主的避難者が増えていた平成二三年七月であることからすると、避難はやむを得ないものと考えられる。したがって、避難基準イ（ア）に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

（5）原告番号五

（五）は、平成二三年三月一六日、当時居住していた福島県郡山市（自主的避難等対象区域）から、京都市へ避難した。

同避難は、子ども又は妊婦を伴わない。そのため、避難基準イ（ア）ただし書からすると、避難時期の考慮が必要であるが、避難時期は、本件事故当初であるから、避難はやむを得ないものと考えられる。したがって、避難基準イ（ア）本文に該当するから、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

（6）原告番号六

ア（六一、二）は、平成二三年三月一九日、当時居住していた福島市（自主的避難等対象区域）から、埼玉県へ避難した。

したがって、避難基準イ（ア）本文に該当するから、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

イ（六一三）は、（六一二）が妊婦で、前記避難時に出生していなかったためであるから、避難したという評価をすることはできず、避難の相当性を判断する必要がない。

（7）原告番号七

ア（七一～六）は、平成二三年三月一七日、当時居住していた福島県いわき市（自主的避難等対象区域）から神奈川県へ避難し、同月二六日、福島県いわき市へ戻った。

これは、本件事故当初の移動であり、短期間であっても避難したものと認められるから、避難基準イ（ア）本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

なお、（七一～四）は、平成二三年五月にも、神奈川県へ避難したと述べるが、これは数日間であり、しかも本件事故発生当初の期間を過ぎているから、短期間のうちに戻ってくる前提のもとでの移動といえ、避難とは認められない。

イ また、（七二～六）は、平成二三年六月八日、当時居住していた福島県いわき市から秋田県へ避難し、（七一、三）は、平成二四年二月頃、福島県いわき市へ戻った。

したがって、避難基準イ（ア）本文に該当するから、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。なお、（七一）も、秋田県へ避難したと述べるが、翌々日に戻っていることからすれば、子である（七二、三）の避難に同行したものとみられ、（七一）自身の避難行動とは異なるから、避難とは認められない。

ウ（七一～三）は、平成二四年三月二九日、当時居住していた福島県いわき市から京都市へ避難した。

したがって、避難基準イ（ア）本文に該当するから、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

（8）原告番号八

（八一～三）は、平成二三年一〇月一七日、当時居住していた福島県郡山市（自主的避難等対象区域）から京都市へ避難した。

したがって、避難基準イ（ア）本文に該当するから、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

（9）原告番号九

ア（九一、三、四）は、平成二三年三月二日、当時居住していた福島市（自主的避難等対象区域）から福島県会津若松市へ避難し、同月一四日、福島市へ戻った。

これは、本件事故当初の移動であり、短期間であっても避難したものと認められるから、避難基準イ（ア）本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

なお、（九一、三、四）は、平成二三年三月、再び福島県会津若松市へ避難したと述べるが、これは数日間、一旦福島市へ戻った後に行われた移動であり、短期間のうちに戻ってくる前提のもとでの移動といえるから、避難とは認められない。

イ（九一、三、四）は、平成二三年八月三日から同月四日にかけて、当時居住していた福島市から京都市へ避難した。

したがって、避難基準イ（ア）本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

ウ（九一）は、平成二三年八月二日、当時居住していた福島県会津若松市から、京都市へ避難した。当該避難は、自主的避難等対象区域外からなされた避難であり、避難基準ウの該当性が問題となる。

当該避難については、居住場所から福島第一原発までの距離が約九九kmで、自主的避難等対象区域が概ね含まれる福島第一原発八〇km圏内を越えること、当該避難の時期（平成二三年八月）の近くのモニタリングポスト（E町役場F支所）の空間線量は、 $0.10 \sim 0.14 \mu\text{Sv/h}$ であることが認められる。そのほかにも、当該避難が、本件事故当初ではなく、当初の混乱期を脱した平成二三年四月二三日以降に行われたものであること、（九一）の兄弟である（九一、三、四）は当時それぞれ一八歳、一六歳で未成年者であったが、母である（九一）と同居しており、（九一）は、当時二四歳であり、本件事故当時、仕事のために（九一、三、四）とは別居しており、（九一、三、四）の日常生活上の世話をしていたわけではないことといった事情が認められる。

これらの事情を総合勘案すると、本件記録に表れた他の事情を考慮しても、（九一）が自らのためとしても、（九一、三、四）の監護の補助者としても、その避難が、個別具体的事情によっても、避難基準イの場合と同等の場合又は同場合に準じる場合とまではいいがたい。したがって、（九一）の上記避難は、本件事故と相当因果関係があるものと認めることはできない。

（10）原告番号一〇

ア（一〇一、三）は、平成二三年三月一九日、当時居住していた福島市（自主的避難等対象区域）から千葉県へ避難し、同年四月三日、福島市へ戻った。

当該避難については、避難基準イ（ア）本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

イ また、（一〇一、三）は、平成二三年四月一日、当時居住していた福島市から長野県へ避難した。

当該避難についても、避難基準イ（ア）本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

（11）原告番号一一

ア（一一一～四）は、平成二三年三月一六日、当時居住していた福島市（自主的避難等対象区域）から山形県へ移動し、（一一一）は、同月一八日に福島市へ戻り、（一一一、四）は同年四月八日に、（一一一、二、三）は同月二四日に、それぞれ移転先の北海道から福島市へ戻った。

これらの各移動のうち、（一一一）については、短期間であるものの、本件事故直後の移動であることからして、避難したものと認められるし、（一一一、二～四）については、本件事故直後の移動で、一定期間避難場所に滞在しているから、避難であることが明らかであり、いずれの避難も、避難基準イ（ア）本文に該当し、本件事故と相当因果関係があると認める。

イ（一一一、二、三）は、平成二三年五月一〇日、福島市から福島県喜多方市へ避難し、同年七月二四日、福島市へ戻った。

この避難は、避難基準イ（ア）本文に該当し、本件事故と相当因果関係があると認める。

ウ また、（一一一、二、三）は、当時居住していた福島市から、青少年支援プロジェクトに参加するため沖縄県に一時滞在した後、平成二三年八月二三日、京都市へ避難した。

上記移動のうち、福島市から沖縄県への移動は、短期間であり、その目的からして避難とは認められないが、京都市へ移動したことについては、福島市から避難したとみることができるため避難にあたるから、避難基準イ（ア）本文に該当し、本件事故と相当因果関係があると認める。

（12）原告番号一二

ア（一二一、二）並びに（一二一、二）の長男及び次男（以下、（12）においては、それぞれ「長男」「次男」という。）は、平成二三年三月一四日、当時居住していた福島市（自主的避難等対象区域）から京都市へ移動し、同年四月一日に（一二一）が、同月五日に（一二一）と次男が、それぞれ福島市へ戻った。

これは、本件事故直後の移動であり、短期間であっても避難したものと認められるから、避難基準イ（ア）本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。なお、（一二一）と次男は、平成二三年七月頃にも、京都市へ避難し

た旨述べるが、夏休みの間のみの移動であることからすれば、居住地へ短期間のうちに戻る前提での移動であるといえ、避難とは認められない。

イ (一二一) と次男は、平成二三年九月二五日、福島市から京都市へ避難した。

これは、避難基準イ(ア)に該当し、当該避難には本件事故と相当因果関係があると認める。

(13) 原告番号一三

ア (一三一一～三) は、平成二三年五月二六日、当時居住していた茨城県つくば市から京都市へ避難した。

当該避難は、平成二四年四月一日までになされた避難であり、自主的避難等対象区域外からの避難であるから、避難基準ウの該当性が問題となる。

イ (一三一三) は避難当時四歳であり、年少者で、(一三一一、二) と同居していた。もっとも、(一三一一～三) の自宅から福島第一原発までは約一七二kmの距離があり、上記避難時に近い平成二三年五月二七日時点の(一三一一～三) の自宅近くのモニタリングポスト(G幼稚園)における空間線量は、 $0.20 \mu\text{Sv/h}$ (地表から一〇〇cm) $\sim 0.27 \mu\text{Sv/h}$ (地表付近) であったこと、同年六月二〇日以降の測定においてはさらに減少傾向がみられること、本件事故の前後でつくば市の人口は増えており、(一三一一～三) の周囲でも(一三一一～三) のほかに自主的避難をした者はいなかったことが認められる。

ウ 以上の事情を総合勘案すると、個別具体的事情によっても、(一三一一～三) の上記避難は、避難基準イの場合と同等の場合又は避難基準イの場合に準じる場合とまではいいがたい。当裁判所としては、長年不妊治療を続けて(一三一一) をもてうけることができたことから、(一三一一) を守りたかったという(一三一一、二) の心情は十分理解するものであるが、諸事情を総合勘案した際の上記判断は、やむを得ないものであると考える。

したがって、(一三一一～三) の避難が、本件事故と相当因果関係のある避難であるとは認められない。

(14) 原告番号一四

ア (一四一一) は平成二三年五月二二日、(一四一二、四) は同月一三日、それぞれ当時居住していた福島県郡山市(自主的避難等対象区域)から京都市へ避難した。

したがって、避難基準イ(ア)本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

イ なお、(一四一三) は、(一四一二) が妊婦で、前記避難時に出生していなかったのであるから、避難したという評価をすることはできず、避難の相当性を判断する必要がない。

(15) 原告番号一五

ア (一五一一、二) は、平成二四年二月二四日に、(一五一三、四) は、同年四月五日に、それぞれ当時居住していた福島県大沼郡会津美里町から京都市へ避難した。

(一五一一、二) の避難は、平成二三年四月二三日以降平成二四年四月一日までになされた避難であり、自主的避難等対象区域外からの避難であるから、避難基準ウの該当性が問題となる。(一五一三、四) についても、上記期間から四日経過した後の避難であるが、これに準じるものとして、同様の検討をする。

イ (一五一二) は当時一〇歳であり、(一五一一、三、四) と同居していたところ、(一五一二) は、(一五一一) の子であり、(一五一三、四) は、(一五一一) の妹である。自宅から福島第一原発までは約一〇五kmの距離がある。そのため、自宅は、自主的避難等対象区域全部が含まれる福島第一原発一〇〇km圏内の外にあることになる。自宅近辺の空間線量については、本件事故直後である平成二三年三月二〇日、モニタリングポスト(E町役場F支所)において $0.53 \mu\text{Sv/h}$ を観測したものの、翌月には最大 $0.21 \mu\text{Sv/h}$ と減少傾向となり、避難時に最も近い平成二四年二月時点では、最大で $0.10 \mu\text{Sv/h}$ を観測しており、同町内における他のモニタリングポスト(H町役場I庁舎)を見ても、平成二四年四月前半の時点では、最大で $0.13 \mu\text{Sv/h}$ であった。また、(一五一二) は、平成二四年四月、甲状腺障害の一種である橋本病であるとの診断を受け、当初は二か月に一度、平成二九年五月段階では一年に一度検査を受け続けており、医師から今後も長期間の検査が必要と言われている。

ウ 以上の事情を総合勘案すると、個別具体的事情によっても、(一五一三、四) の上記避難は、避難基準イの場合と同視できる場合又は同場合に準じる場合とまではいいがたい。したがって、(一五一三、四) の避難は、本件事故と相当因果関係のある避難であるとは認められない。

エ 他方で、(一五一一、二) については、(一五一二) について、特殊な事情があり放射線の影響を特に懸念しなければならない特別な事情がある可能性があるため、さらに検討する。(一五一二) は、上記のとおり、避難直後の平成二四年四月、甲状腺障害の一種である橋本病であるとの診断を受けており、本件事故との因果関係は明らかではないものの、四歳の頃に病気になり、毎年検査を受けており、避難前から体調不良を感じていたことからすれば、本件避難は橋本病の悪化を直接懸念したものではなかったものの、体調不良の悪化を避ける理由もあつたと推認され、橋本病が判明してからは、その悪化を避けるために避難を続けたものと認められる。そうすると、前記事情があるところ、一般的に被ばくをした場合に、甲状腺に影響を及ぼすことが知られており、(一五一二) の橋本病が本件事故によるものと断定されていないとしても、そのようなリスクを持つ者が、居住地に帰らないと判断することは、当事者のみならず、一般人から見てもやむを得ない面があるから、全体としてみると、(一五一一、二) が避難した判断は、社会通念上相当であり、合理的な理由に基づく避難と認められる。もっとも、上記イで述べた事情もあることから、個別具体的事情によって、避難基準イ(ア)の場合と同等とまではいいがたいが、その場合に準じる場合ということではできる。

したがって、(一五一一、二) の避難は、本件事故と相当因果関係のある避難と認めることができる。

(16) 原告番号一六

ア (一六一一、二) は、本件事故当時、福島県二本松市(自主的避難等対象区域)に居住していたが、地震のため帰宅することができず、福島市に一時滞在し、平成二三年三月一九日、福島市から新潟県へ移動した。

新潟県への移動は、地震のために福島県二本松市に帰宅できなかったという側面もあるものの、同市に近い福島市にとどまらずに、新潟県へ移動したのであるから、本件事故による避難とみることができる。したがって、避難基準イ(ア)本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

イ また、(一六一一、二) は、平成二三年一月九日、当時居住していた福島市(自主的避難等対象区域)から京都市へ避難した。

したがって、避難基準イ(ア)本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

なお、(一六一、二)は、平成二三年五月から一〇月にかけて、多数回、東京都や青森県などの複数の地域に避難した旨述べるが、いずれも、滞在先における滞在期間が短く、居住地へ短期間のうちに戻ってくる前提のもと、移動したものが、避難先を探すための移動であるから、避難と認めることはできない。

(17) 原告番号一七

(一七一)は、平成二三年七月二〇日、(一七一)は、平成二四年三月一四日、それぞれ福島市(自主的避難等対象区域)から京都市へ避難した。(一七一)は、子である(一七一)と同居する目的もあった。

したがって、(一七一)の避難は、避難基準イ(ア)本文に、(一七一)の避難は、避難基準イ(イ)にそれぞれ該当し、いずれの避難も本件事故と相当因果関係があると認める。

なお、(一七一、二)は、平成二三年五月、福島県会津地方に避難した旨述べるが、その時期が本件事故当初ともいい難く、期間も二日という短いものであり、居住地へ短期間のうちに戻る前提での移動であるといえるから、避難とは認められない。

(18) 原告番号一八

(一八)は、(一八)の子ら二名(当時九歳と八歳)及び両親とともに、平成二三年三月二日、福島県南相馬市(緊急時避難準備区域、平成二三年九月三〇日解除)から福島市(避難所)へ避難し、同年四月二日、(一八)は、その子ら二名とともに、福島市から京都市へ避難した。

これらの避難は、緊急時避難準備区域に指定された場所からの避難であり、避難基準アに該当するから、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

(19) 原告番号一九

ア(一九一、三、四)は、平成二三年四月二〇日、当時居住していた福島県郡山市(自主的避難等対象区域)から京都市へ避難した。

したがって、避難基準イ(ア)本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

イ(一九二)は、平成二七年四月、事業を整理して、(一九一、三、四)と同居するために福島県郡山市から京都市へ避難した。

これは、(一九一、三、四)の避難から約四年が経過していることを踏まえると、避難基準イ(ア)本文又は同(イ)に該当しているとはいえず、本件事故と相当因果関係のある避難であるとは認めることはできない。

(20) 原告番号二〇

ア(二〇一、三～六)は、平成二三年三月二四日、当時居住していた福島市(自主的避難等対象区域)から埼玉県へ移動し、同年四月五日、福島市へ戻った。

これは、本件事故直後の移動であり、短期間であっても避難したものと認められるから、避難基準イ(ア)本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

イ(二〇一、四～六)は、平成二四年一月四日、当時居住していた福島市から京都市へ避難した。

これは、避難基準イ(ア)本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

(21) 原告番号二一

ア(二一一、三、四)は、平成二三年三月一九日、当時居住していた福島県二本松市(自主的避難等対象区域)から神奈川県へ避難し、同年四月二日、福島県二本松市へ戻った。

これは、本件事故当初の移動であり、短期間であっても避難と認められるから、避難基準イ(ア)本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

なお、(二一一)も、避難した旨述べるが、(二一一、三、四)の避難に同行したにとどまり、直後に帰宅したものと認められ、(二一一)自身の避難行動とは異なるし、子らとの同居のためともいえないから、避難とは認められない。

イ(二一一、三、四)は、平成二三年五月二〇日、当時居住していた福島県二本松市から京都市へ避難した。

これは、避難基準イ(ア)本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

ウ(二一一)は、平成二四年七月二日、(二一一、三、四)と同居するためあって、福島県二本松市から京都市へ避難した。(二一一、四)は、(二一一、二)の子らであり、避難時六歳と二歳であった。

(二一一)の避難は、(二一一、四)の避難から二年以内の避難であるから、その目的からして、避難基準イ(イ)に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

(22) 原告番号二二

ア(二二一、二)は、平成二三年三月一七日、福島県郡山市(自主的避難等対象区域)から、茨城県へ避難し、同年三月二日、福島県郡山市へ戻った。

これは、本件事故当初の移動であり、短期間であっても避難と認められるから、避難基準イ(ア)本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

イ(二二一、三)は、平成二四年二月三日、福島県郡山市(自主的避難等対象区域)から京都市へ避難した。

したがって、避難基準イ(ア)本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

(23) 原告番号二三

(二三一～五)は、平成二三年三月二八日から二九日にかけて、当時居住していた福島県いわき市(自主的避難等対象区域)から、京都市へ移動し、(二三三)は、平成二三年四月三日、(二三二)は、平成二四年五月二日、それぞれ福島県いわき市へ戻った。

(二三三)の移動は、短期間であるが、本件事故当初の移動であり、避難したと認められ、(二三一、二、五)の移動は、避難であることが明らかである。これら避難は、避難基準イ(ア)本文に該当するから、本件事故と相当因果関係があるものと認める。

(二三四)は、平成二三年四月から進学のため、京都に居住する予定だったこと、移動した時期が同年三月二八日であることからすれば、その移動は進学のためであって避難と認めることはできない。

(24) 原告番号二四

ア(二四一、二、三)は、平成二三年三月一五日、(二四一)は、同月二日、それぞれ福島市(自主的避難等対象区域)から新潟県へ避難し、(二四一～三)は、同月二四日、福島市へ戻り、(二四一、二、三)は、同月三十一日、福島市から

新潟県へ避難し、同年四月一四日、福島市へ戻った。

これらは、いずれも本件事故当初の移転であり、短期間であっても避難したものと認められるから、避難基準イ（ア）本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

なお、（二四―二、三）は、平成二三年四月から七月にかけて、山形県及び宮城県へ避難したと述べるが、一旦避難から戻ったあとに、いずれも一日から数日の間であることからすれば、短期間のうちに戻ってくる前提のもとでの移動といえ、避難とは認められない。また、（二四―四）は、（二四―二）が妊婦で、前記避難時に出生していなかったのであるから、避難したという評価をすることはできず、避難の相当性を判断する必要がない。

イ（二四―二～四）は、平成二三年七月一四日、福島市から京都市へ避難した。

したがって、避難基準イ（ア）本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

ウ（二四―一）は、平成二四年一〇月六日、（二四―二～四）と同居するためもあって、福島市から京都市へ避難した。（二四―三、四）は、（二四―一、二）の子らであり、上記イの避難時二歳と〇歳であった。

（二四―一）の避難は、（二四―二～四）の各避難から二年以内の避難であるから、その目的からして、避難基準イ（イ）に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

（25）原告番号二五

ア（二五―二～五）は、平成二三年三月一五日、（二五―一）は、平成二三年三月一八日、福島県郡山市（自主的避難等対象区域）から福島県会津若松市へ移動し、同月二五日、福島県郡山市へ戻った。

これは、本件事故直後の移動であり、短期間であっても避難したものと認められるから、避難基準イ（ア）本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

イ（二五―二～五）は、平成二三年七月二六日、福島県郡山市から京都市へ避難した。

したがって、避難基準イ（ア）本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

ウ（二五―一）は、平成二五年三月二九日、（二五―二～五）と同居するためもあり、福島県郡山市から京都市へ避難した。（二五―三～五）は、（二五―一、二）の子らであり、上記イの避難時六歳、三歳、〇歳であった。

（二五―一）の避難は、（二五―二～五）の避難から約一年八か月後の避難であり、二年以内の避難であるから、その目的からして、避難基準イ（イ）に該当しており、本件事故と相当因果関係があると認める。

（26）原告番号二六

ア（二六―一～五）は、平成二三年三月一三日、当時居住していた福島県郡山市（自主的避難等対象区域）から神奈川県へ移動し、（二六―一）は、同年三月一八日、（二六―二～五）は、同月二七日、それぞれ福島県郡山市へ戻った。

これは、本件事故直後の移動であり、短期間であっても避難したものと認められるから、避難基準イ（ア）本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

なお、（二六―二～五）は、平成二三年四月から五月にかけて、静岡県及び京都府へ避難したと述べるが、いずれも数日間であることからすれば、短期間のうちに戻ってくる前提のもとでの移動といえるか、又は避難のための下見の移動であるから、避難とは認められない。

イ また、（二六―二～五）は、平成二三年六月二日、福島県郡山市から京都市へ避難した。

これは、避難基準イ（ア）本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

ウ（二六―一）は、平成二五年五月頃、（二六―二～五）と同居するためもあって、福島県郡山市から京都市へ避難した。

これは、（二六―一）が（二六―二～五）と同居するためもあるから、（二六―二～五）の避難から二年以内の避難であり、その目的からして、避難基準イ（イ）に該当しており、本件事故と相当因果関係のある避難であると認める。

（27）原告番号二七

ア（二七―二～四）は、平成二三年八月三〇日、当時居住していた福島市（自主的避難等対象区域）から京都市へ避難した。

したがって、避難基準イ（ア）本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認められる。

なお、（二七―一～四）は、平成二三年五月から八月にかけて、群馬県や宮城県等へ多数回避難した旨述べるが、いずれも、滞在先における滞在期間が短く、居住地へ短期間のうちに戻ってくる前提のもと、移動しているものとみ得るものか、又は避難先を探すための移動であるから、避難と認めることはできない。

イ（二七―一）は、平成二四年八月一九日、（二七―二～四）と同居するためもあって、福島市から京都市へ避難した。

（二七―三、四）は、（二七―一、二）の子らであり、上記アの避難時一三歳と七歳であった。

（二七―一）の避難は、（二七―二～四）の避難から二年以内に避難したものであり、その目的からして、避難基準イ（イ）に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

（28）原告番号二八

（二八）（避難時七歳）は、平成二三年三月一五日、当時居住していた福島市（自主的避難等対象区域）から京都府へ避難した。

同避難は、子ども又は妊婦を伴わない。そのため、避難基準イ（ア）からすると、避難時期の考慮が必要であるが、避難時期は、本件事故当初であるから、避難はやむを得ないものと考えられる。したがって、避難基準イ（ア）に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

（29）原告番号二九

ア（二九―一、二）は、平成二三年三月一五日、当時居住していた福島県いわき市（自主的避難等対象区域）から東京都へ移動し、同年四月一日、福島県いわき市に戻った。

これは、本件事故当初の移動であり、短期間であっても避難したものと認められるから、避難基準イ（ア）に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

イ また、（二九―一、二）は、平成二三年七月二三日、福島県いわき市から京都市へ避難した。

したがって、避難基準イ（ア）本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

（30）原告番号三〇

ア（三〇―一～三）は、平成二三年三月一八日、当時居住していた福島市（自主的避難等対象区域）から京都市へ避難

し、(三〇一)は同月一十九日、(三〇二、三)は同月二十八日、それぞれ福島市に戻った。

これらは、本件事故当初の移動であり、短期間であっても避難したものと認められるから、避難基準イ(ア)本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

なお、(三〇一～三)は、平成二三年六月にも京都市へ避難した旨述べるが、滞在期間が短く、居住地へ短期間のうちに戻る前提のもと、移動しているものといえるから、避難と認められない。

イ また、(三〇二、三)は、平成二三年七月三〇日、当時居住していた福島市から京都市へ避難した。

したがって、避難基準イ(ア)本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

なお、同日、(三〇一)も避難した旨述べるが、(三〇二、三)の避難に同行したにとどまり、翌日には帰宅しており、(三〇一)自身の避難行動とは異なるから、避難とは認められない。

(31) 原告番号三一

(三一二、三)は、平成二三年八月五日、当時居住していた福島市(自主的避難等対象区域)から京都市へ避難した。

したがって、避難基準イ(ア)本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

(32) 原告番号三二

(三二一～五)は、平成二三年三月一四日から一八日にかけて、当時居住していた福島県いわき市(自主的避難等対象区域)から滋賀県へ避難した。

したがって、避難基準イ(ア)本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

(33) 原告番号三三

ア (三三一、三)は、平成二三年三月一八日、当時居住していた福島市(自主的避難等対象区域)から京都府へ避難した。

したがって、避難基準イ(ア)本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

なお、(三三一)も、避難した旨述べるが、(三三一、三)の避難に同行したにとどまり、二日後に帰宅したものであり、(三三一)自身の避難行動とは異なるから、避難とは認められない。

イ (三三一)は、平成二四年一月二四日、先に避難していた(三三一、三)と同居することも目的として、当時居住していた福島市(自主的避難等対象区域)から京都府へ避難した。(三三一)は、(三三一、二)の子であり、上記アの避難時一歳であった。

(三三一)の避難は、(三三一)の避難から二年以内の避難であるから、その目的からして、避難基準イ(イ)に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

(34) 原告番号三四

ア (三四一～四)は、本件事故当時福島県白河市に居住していたが、(三四一)が(三四一四)を出産した後に、(三四一)の実家のある福島県西白河郡西郷村に移転した。(三四一)は平成二四年二月二四日、(三四一、三、四)は、同月二五日、それぞれ福島県西白河郡西郷村から京都市へ避難した。

当該避難について、避難基準ウの該当性がそれぞれ問題となる。

イ 本件事故時、(三四一)は(三四一四)を妊娠中であり、事故後出産した子(三四一四)及び上記アの避難時四歳の(三四一三)と同居していたこと、(三四一～四)が居住していた福島県白河市から福島第一原発までは約八二kmの距離があり、同原発八〇km圏内に近いこと、事故後転居した福島県西白河郡西郷村の自宅からの福島第一原発までの距離もほぼ同じであること、上記白河市及び同西郷村は、いずれも被告東電の賠償基準で、県南地域として賠償の対象区域となっていることが認められる。

ウ 以上を踏まえると、上記避難は、自主的避難等対象区域からの平成二四年四月一日までの避難と同視することができるから、避難基準イ(ア)の場合と同等の場合といえることができる。(三四一～四)は、本件事故後にいったん転居しているが、転居先でも同様の状況であったといえ、そのことが避難の相当性を判断するにあたって影響を及ぼすものとは認められないから、結局、(三四一～四)の避難は本件事故と相当因果関係があると認められる。

(35) 原告番号三五

(三五一～五)は、平成二三年三月一二日から一六日にかけて、当時居住していた福島県いわき市(自主的避難等対象区域)から京都市へ避難した。

したがって、避難基準イ(ア)本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

(36) 原告番号三六

ア (三六一) (避難時六三歳)は、平成二三年三月一七日、当時居住していた福島県田村郡三春町(自主的避難等対象区域)から東京都へ避難したが、同年六月一〇日、福島県田村郡三春町へ戻った。

同避難は、子ども又は妊婦を伴わない。そのため、避難基準イ(ア)ただし書からすると、避難時期の考慮が必要であるが、同避難は、本件事故当初の避難であることからすると、避難はやむを得ないものと考えられる。したがって、避難基準イ(ア)に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

また、(三六一)は、平成二三年六月から平成二四年三月までの間、東京都へ避難していたと述べるが、その間の東京都における滞在日数はわずか七日であり、避難していたという実態が認められない。

イ また、(三六一)は、平成二四年三月六日から一〇日にかけて、当時居住していた福島県田村郡三春町から東京都を経由し、大阪府へ避難した。

同避難も、子ども又は妊婦を伴わない。そのため、避難基準イ(ア)からすると、避難時期の考慮が必要であるが、同避難は、平成二四年三月になっており、避難はやむを得ないものとまではいえない。したがって、避難基準イ(ア)に該当せず、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認められない。

ウ (三六一) (避難時六七歳)は、平成二四年五月一日、(三六一)と同居するためあつて、当時居住していた福島県田村郡三春町から京都市へ避難し、同年一月二三日、福島県田村郡三春町へ戻った。

しかし、上記避難が、(三六一)自身の避難とみても、本件事故から一年以上が経過した後の避難であるし、(三六一)と同居目的の避難とみても、上記のとおり、(三六一)は避難当時六三歳で、子ども又は妊婦を伴わず、その大阪府への避難に避難の相当性は認められないから、いかなる意味でも、(三六一)の避難は避難基準イに該当しない。したがって、当該避難は、本件事故と相当因果関係があるとは認められない。